

令和7年度「全ての児童生徒が楽しく学校に通えるように」
～子どもの人権を守り、安心感のある学校生活するために～
《具体的行動目標に係る報告書》

会津坂下町教育委員会

1 各小中学校の実践より

- ① いじめ重大事態に関する理解、各校のいじめ防止基本方針の見直し
 - ・ 職員会議や生徒指導会議などで、町の過去のいじめ重大事態などをもとに、「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、校長や生徒指導担当よりいじめ防止に向けた人権擁護等について教職員の理解を促した。
- ② 町のいじめ重大事態（2014年）の資料により、禁則は人権侵害であることの理解
 - ・ 職員会議で町教育委員会資料（いじめ事態報告書や鑑定書）をもとに、連帯責任を伴う懲戒や禁足を絶対に行わないことを確認し、禁則は人権侵害であること等について校長が説明した。
- ③ CAP等による子どもの人権についての理解
 - ・ 町CAP研修会の資料や動画を活用し、パワーハラスメントや人権意識に関する理解を深めた。
- ④ 生徒指導提要により「児童生徒の権利の理解、懲戒と体罰、不適切な指導」の理解
 - ・ 職員会議や服務倫理委員会等で児童生徒への体罰や不適切な指導についての理解を深めた。
- ⑤ 「人権感覚チェックリスト」を活用した実態把握と改善策
 - ・ 職員会議等を利用し、人権教育の目的を確認し、実態調査を実施し、結果の考察や改善策を話し合った。
- ⑥ 弁護士会や人権擁護委員による「人権教育」の実施
 - ・ 人権擁護委員の出前講座や弁護士の出前授業、看護師による講話（命や人権について）等を実施した。
- ⑦ QU検査を活用した学級づくり
 - ・ 年2回検査を実施するとともに、専門家である大学の先生より個別に指導を受け、学級づくり等にかした。
- ⑧ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期活用
 - ・ SCによる児童や保護者の相談や、教員とのコンサルテーションを実施する。
 - ・ SSWによる関係機関との連携や児童生徒や保護者への支援をした。
- ⑨ 「いじめに関する報告」による教育委員会との情報共有
 - ・ いじめアンケート等により早期発見に努め、生徒指導委員会でいじめの認知について共通理解するとともに、教育委員会への報告、解消に向けての取り組みをしてきた。

2 今後に向けて

- ① いじめ防止に向けて、今年度の成果や反省をもとに継続して取り組んでいく。
- ② 「各校のいじめ基本方針」を年度当初に確認し、共通理解を図る。
- ③ 「各校のいじめ基本方針」をHPに掲載するとともに保護者懇談会等で啓発する。
- ④ アンケート調査やQU検査、日常的な観察等によりいじめの早期発見に努め、早期対応、早期解決を図る。
- ⑤ 保護者との信頼関係を構築するため、保護者に寄り添った報告や連絡、相談に努める。
- ⑥ 個人的に気になることを「報告・連絡・相談」できる職場づくりに努めるとともに「確認」をしっかりと行う。
- ⑦ 連帯責任を伴う懲戒や禁足等は絶対しないことを会議等で確認する。